

不服申立て事案答申第 252 号

不服申立て事案諮問第 273 号

件名：特定会社に対して行った指導の記録の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 4 月 6 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 21 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求の記載内容から、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人と特定会社 A 及び特定会社 B との取引について令和 3 年 4 月から本件開示請求の開示請求日である令和 5 年 4 月 6 日までに審査請求人が都市・交通局都市総務課建設業・不動産業室（以下「担当課室」という。）に相談を行った内容に関連し、担当課室が両社に対して行った指導記録であると解した。

(2) 法第 81 条該当性について

ア 担当課室では、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 10 条の 2 第 4 項第 8 号において、宅地建物取引業に関する事務をつかさどることとされており、宅地建物取引業の免許業者に対する宅地建物取引業法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 176 号）に基づく指導・監督を行っている。

イ 当該請求は特定会社 A 及び特定会社 B を名指しして、両社に対して担当課室が指導を行った事実を前提に本件請求対象保有個人情報の開示を

求めるものであり、当該請求に係る請求対象保有個人情報の存否を答えることは、特定会社 A 及び特定会社 B の両社に対して、担当課室が指導を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものといえる。

そして、本件存否情報を明らかにすることは、特定会社 A 及び特定会社 B の業務において何らかの問題が生じているのではないかとの憶測を呼び、両社の社会的評価を低下させ、取引先との取引活動等において支障が生じるなど両社の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある。

よって、本件存否情報は、法第 78 条第 1 項第 3 号イに該当する。

ウ 以上のことから、本件請求対象保有個人情報の存否自体の情報を答えることは、法第 78 条第 1 項第 3 号イに規定する不開示情報を開示することとなるため、法第 81 条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件請求対象保有個人情報について不開示としたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が担当課室に相談を行った内容に関連して担当課室が特定会社 A 及び特定会社 B に対して行った指導記録である。

処分庁は、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで法第 78 条第 1 項第 3 号イに規定する法人の事業活動情報を開示することとなるため、法第 81 条の規定により存否応答拒否による不開示決定を行っていることから、その適否について以下検討する。

(2) 法第 81 条該当性について

ア 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、担当課室においては、宅地建物取引業法に基づき、宅建業者に対する指示、業務停止、免許取消等の処分や、指導、助言及び勧告といった行政指導等を行っているが、業務停止や免許取消等の処分の場合と異なり、通常、指導の対象となった特定の事業者の名称を公表することはなく、また、相談者に対して指導の有無やその具体的な内容を伝えることはないとのことである。

これらを踏まえて当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は、特定会社 A 及び特定会社 B に対して担当課室が指導を行った事実を前提に本件請求対象保有個人情報の開示を求めるものといえる。よって、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報を明らかにすることは、両社に対して担当課室が指導したかどうかの有無を明らかにす

ることとなり、社会的評価を低下させる等、両社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報は、法第78条第1項第3号イに該当する。

イ 以上のとおり、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、法第78条第1項第3号イに規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が法第81条の規定により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和3年4月から請求日現在までに私が建設業・不動産業室に対して行った私と特定会社A、特定会社Bとの取引に関する相談の記録に関連し建設業・不動産業室が、両社に対して行った指導の記録

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5.12.15	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 2.26	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.10.28 (第242回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6.11.11 (第243回審議会)	審議
6.12.23	答申